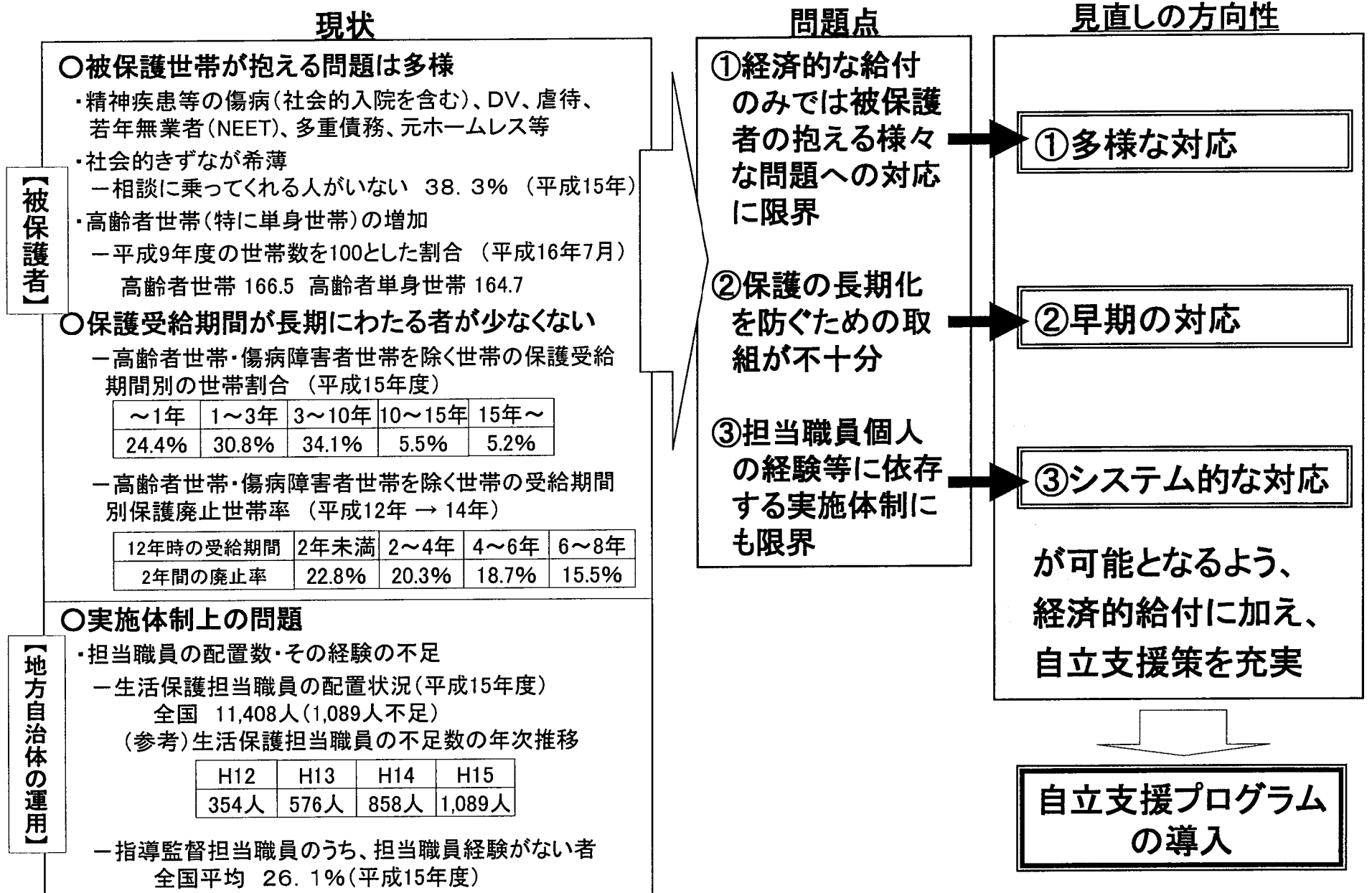


3. 自立支援プログラムについて

現状と見直しの方向性



1 実施機関は、自主性・独自性を生かして被保護者の実状に応じた多様な支援メニューを整備

(例1) 稼働能力を有する者 → 就労阻害要因を段階的に克服し、就労を実現するためのメニュー

- ・ 「ひきこもり」、無気力等の場合のグループカウンセリングを通じた日常生活自立支援
- ・ 福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
- ・ 職業訓練や履歴書の書き方、面接の受け方等の具体的就職支援活動を通じた就労自立支援

(例2) 社会的入院患者(精神障害者) → 居宅生活への復帰やその維持・向上のためのメニュー

- ・ 居宅生活等への移行の支援及び居宅生活の支援を通じた日常生活自立支援
- ・ 福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
- ・ 福祉的就労や職業訓練等を通じた就労自立支援

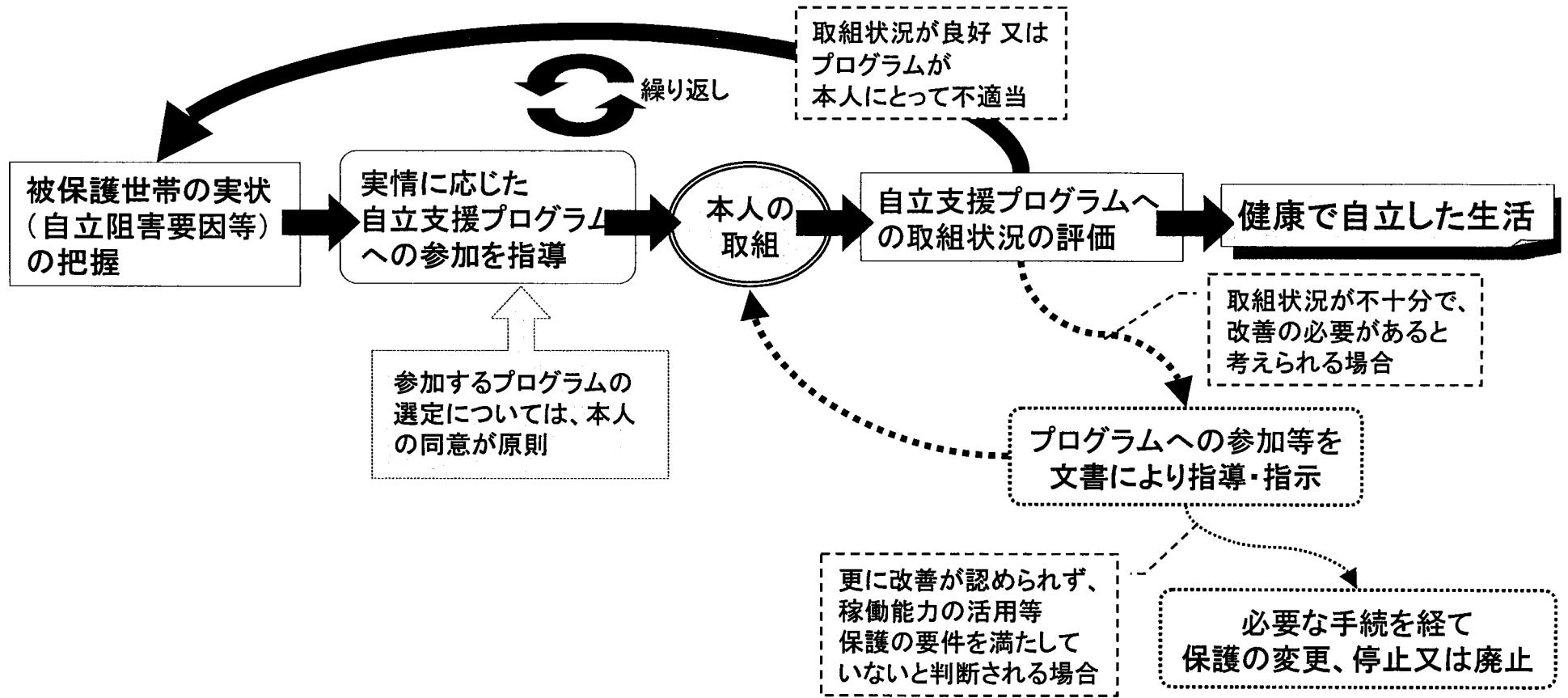
(例3) 高齢者 → 健康的な自立生活を支えるためのメニュー

- ・ 筋力向上トレーニング、転倒骨折予防等の介護予防を通じた日常生活自立支援
- ・ 福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援

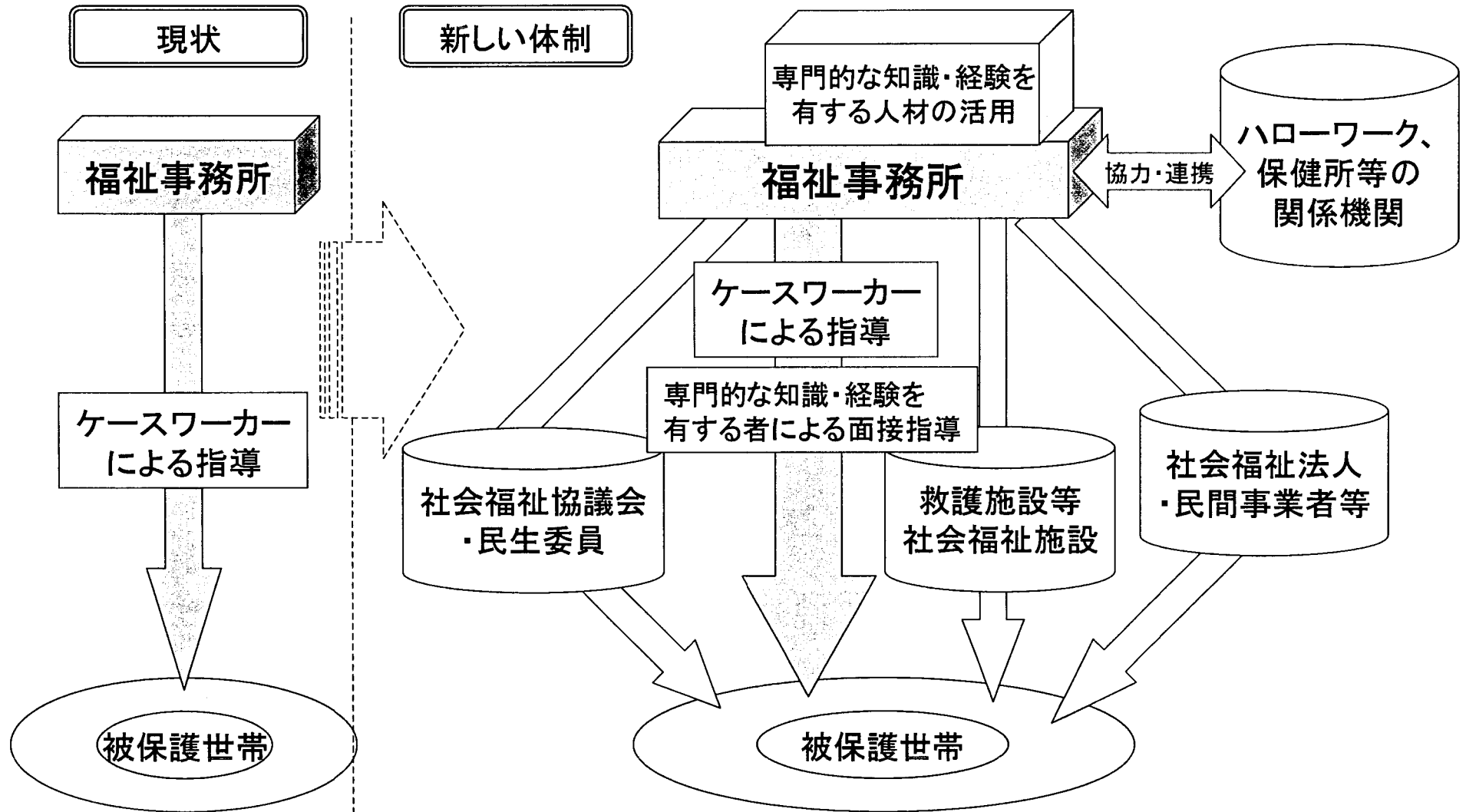
2 被保護者に対して実状に応じたプログラムへの参加を指導するとともに、プログラムに沿った早期かつシステム的な支援を実施

3 被保護者がプログラムへの参加を拒否する場合などには、最終的に保護の停廃止等も考慮

自立支援プログラムに基づいた自立・就労支援の流れ



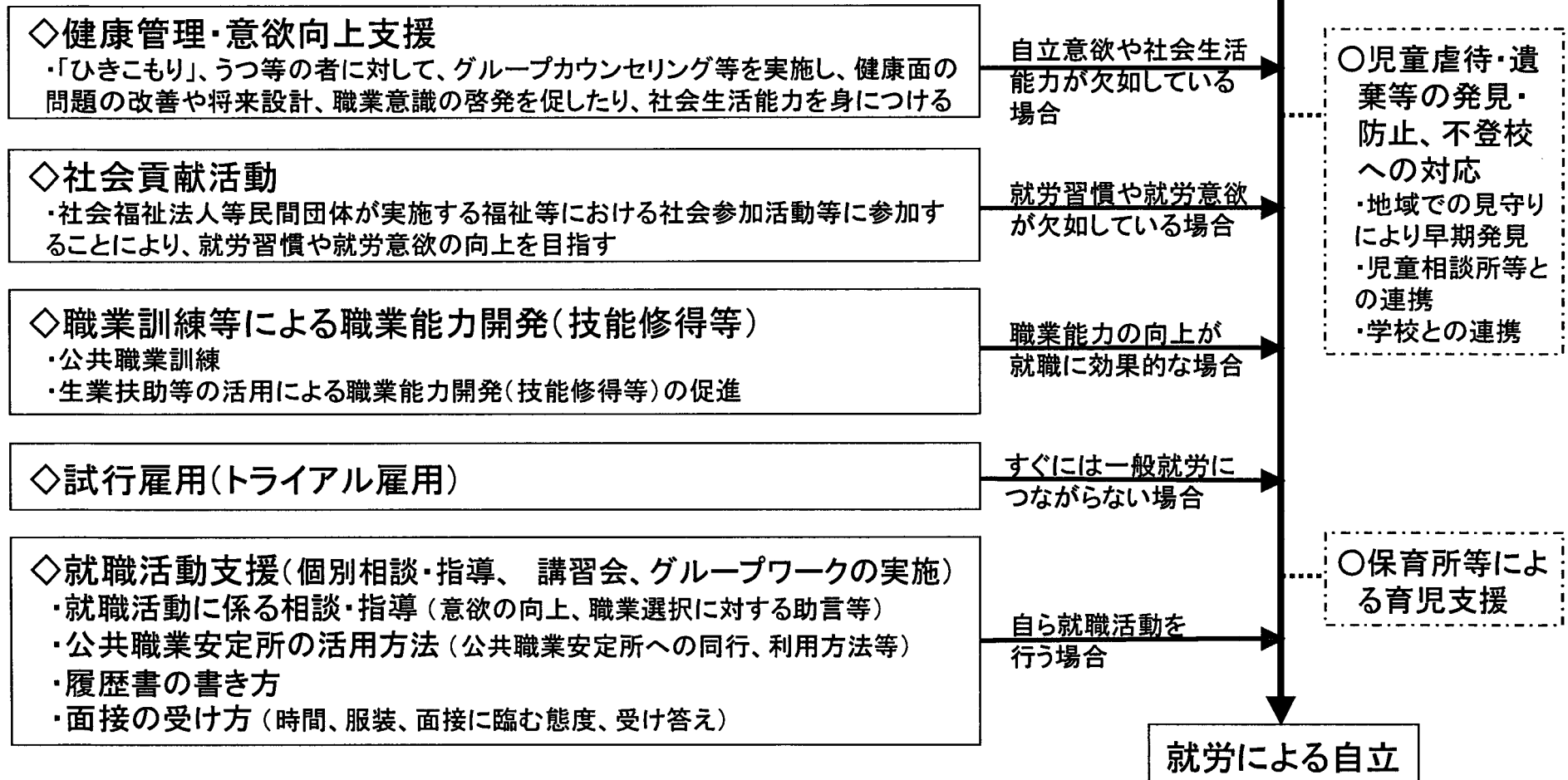
自立支援推進体制のイメージ



有子世帯(ひとり親世帯の親等)の自立支援プログラム

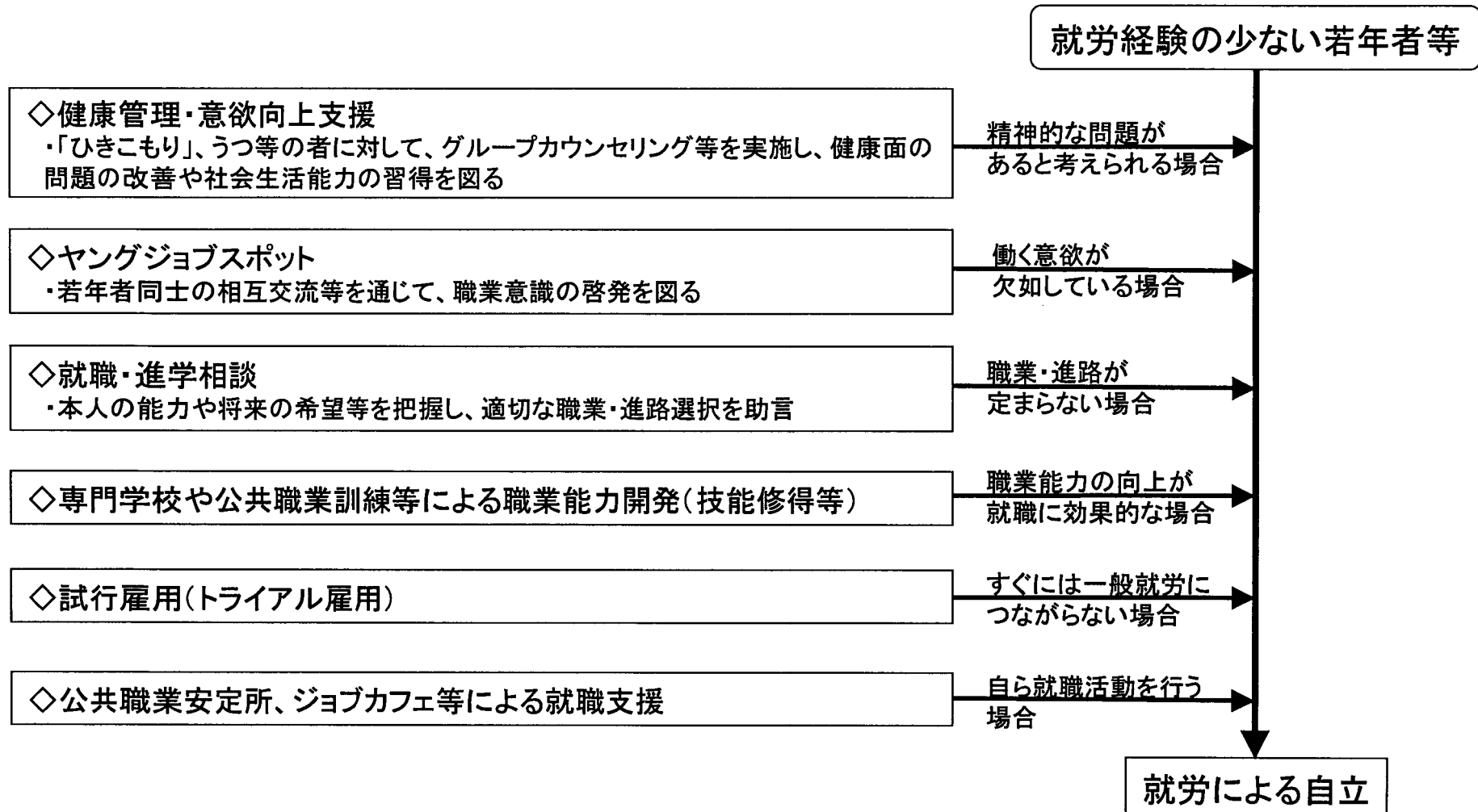
要保護者の職歴、資格、就労阻害要因等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。

－原則として就労を求めるが、適職がない場合等には、職業訓練等による職業能力開発(技能修得等)、試行雇用や福祉的就労等を求める。職業能力開発(技能修得等)等も不可能な場合には、健康管理・意欲向上支援等を実施する。



就労経験の少ない若年者等の自立支援プログラム

就労経験の少ない若年者等の健康状態、就労意欲、能力、学歴等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。



社会的入院患者等(精神障害者等)の自立支援プログラム

社会的入院患者等(精神障害者等)の居宅生活への復帰やその維持・向上等を支援するため、要保護者の病状、退院阻害要因等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。

◇居宅生活等への移行の支援

- ・退院促進個別援助事業
適切な退院先(アパートや社会福祉施設等)の確保及び退院後の生活に必要なサービスのコーディネートを行う
- ・居宅生活訓練事業(救護施設)
施設において生活訓練を行うとともに、訓練用住居に住ませ実体験的に生活訓練を実施

◇居宅生活の支援

- ・退院等居宅生活支援事業
家事、服薬管理等の生活指導、支援
地域住民との交流、創作活動、軽作業等を行う場の提供
- ・グループワーク等による集団療法への参加等

◇福祉等における社会参加活動

◇福祉的就労

- ・通所授産施設 ・小規模作業所
- ・福祉工場

◇就労支援

- ・職業訓練等による職業能力開発(技能修得等)
- ・試行雇用(トライアル雇用) ・職親委託 ・就職活動支援 等

社会的入院患者等
(精神障害者等)

居宅生活への
移行が可能な場合

居宅生活を営む上で
支援が必要な場合

居宅生活等による自立

就労習慣や就労意欲
が欠如している場合

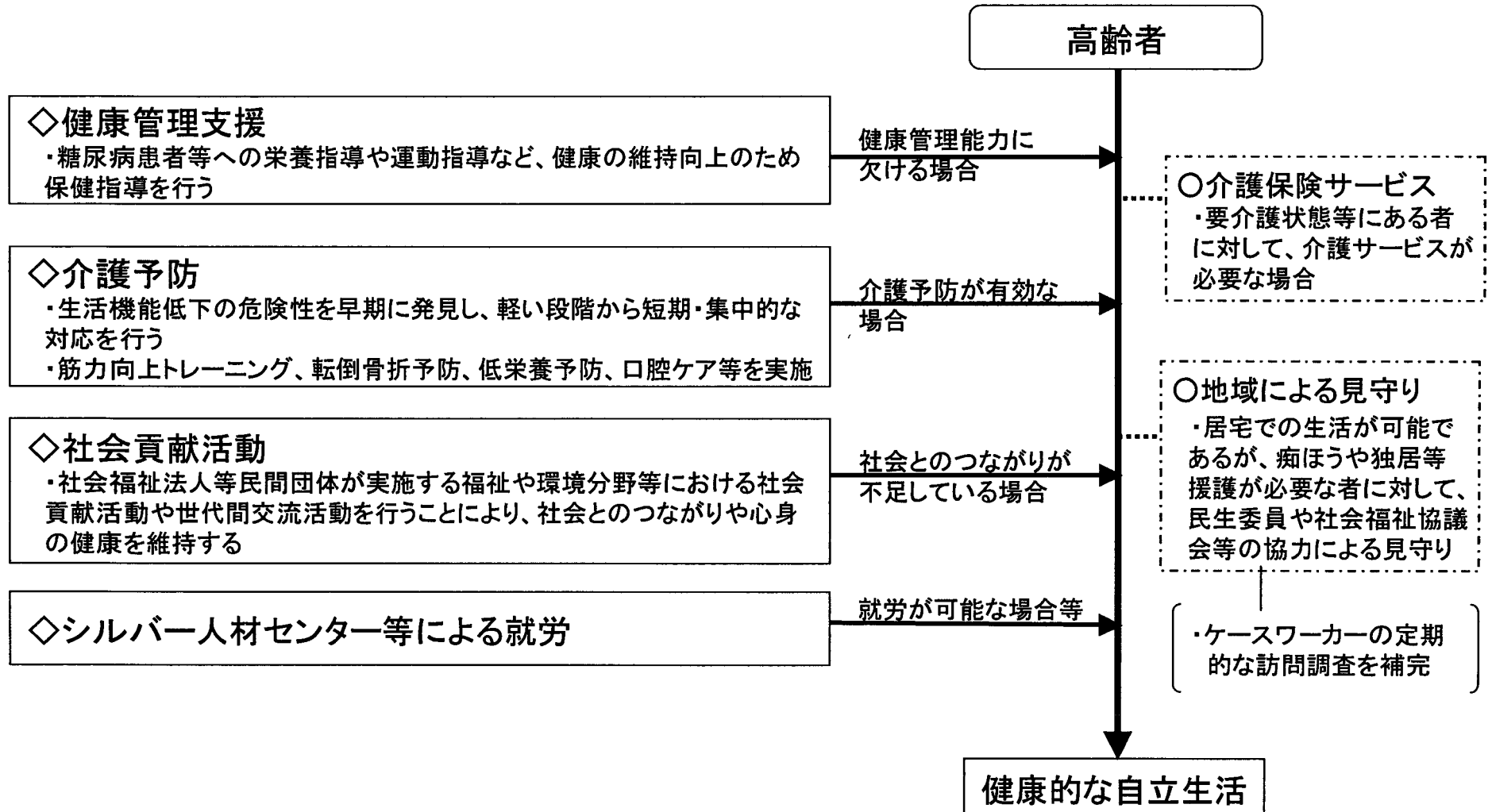
ただちには一般就労
が困難な場合

就労が可能な場合

就労による自立

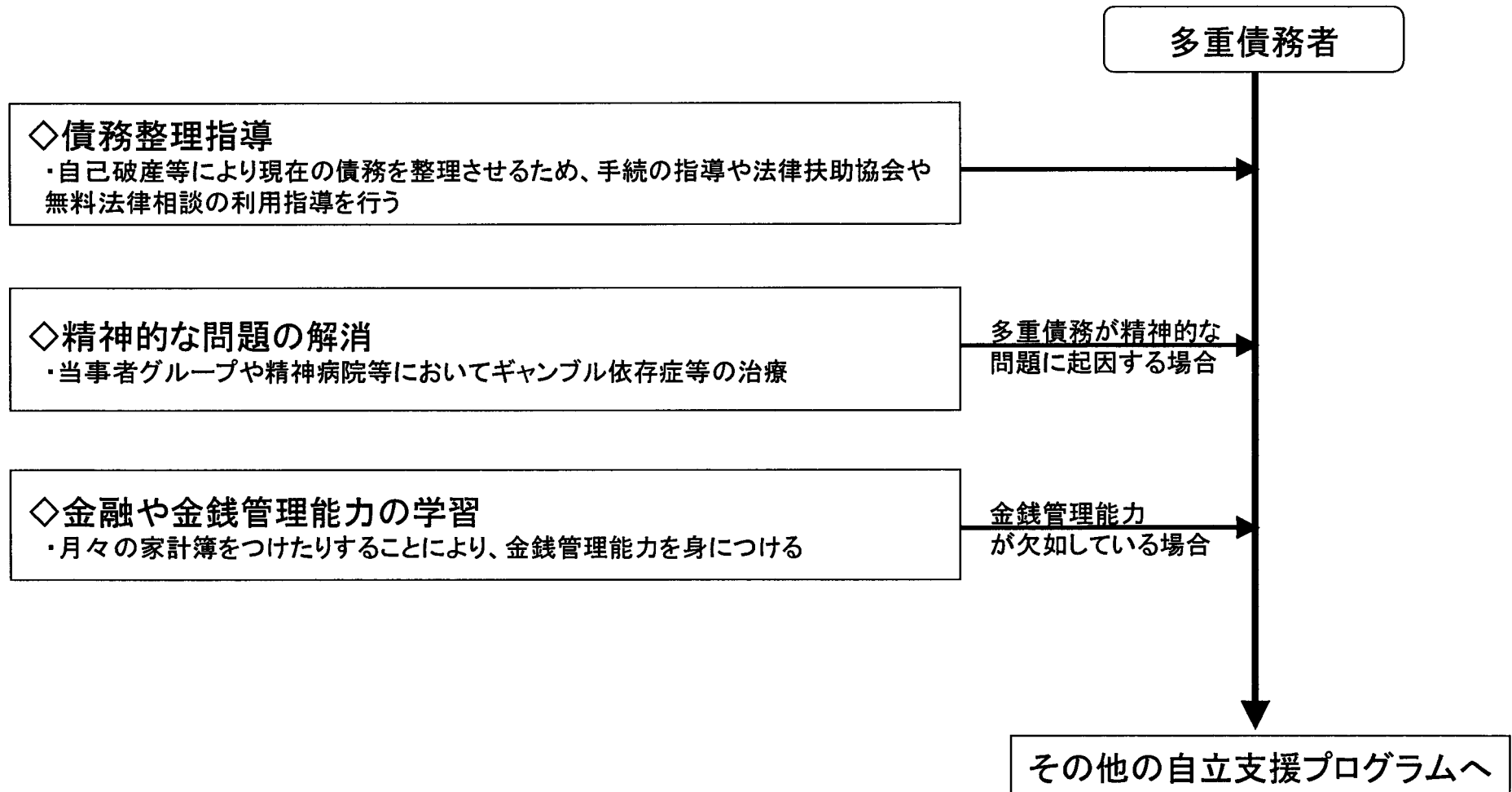
高齢者の自立支援プログラム

要保護者の健康状況等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。



多重債務者の自立支援プログラム

要保護者が多重債務を抱えていることを早期に把握し、その多重債務の原因等を踏まえ、他のプログラムに優先して、次のようなプログラムに基づく取組を求める。



ホームレスの自立支援プログラム

ホームレスの健康状態、就労意欲、職歴等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。

